

## 第4回三番瀬再生会議議事録

平成17年4月27日

### 1. 開 会

事務局 ただいまから第4回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、本木委員から、所用のため欠席という連絡がございました。また、細川委員、中田委員、村木委員につきましては、少々遅れるということでございます。

現在、委員21名中17名の出席をいただいております。設置要綱第6条第5項で定める会議の開催に必要な委員の過半数11名を充足しております。

### 2. あいさつ

事務局 はじめに、知事から挨拶を申し上げます。

堂本知事 皆様、こんばんは。

きょうは本当にお忙しい中を、委員やオブザーバーの方はもちろんでございますが、これだけ大勢の方が傍聴にご参加いただいていること、厚く御礼を申し上げます。プレスの方もいっぱい来てくださいます。ありがとうございます。

本来ならこの会議は3月24日に開催が予定されておりましたけれども、地元市、関係部署と十分な協議をした上でということで、大西会長にお願いして、きょうに延ばすことにさせていただいたわけでございます。

これまでに3回この会議を開いていただきましたが、再生計画の策定と並行して実施する再生事業等について議論を深めていただいたこと、これも厚く御礼を申し上げたいと存じます。

きょうは、地元4市、国、漁業関係者との協議調整が終了いたしました三番瀬再生計画の基本計画案を、大西会長に提出させていただきますので、十分にご審議をお願いしたいと存じます。

この基本計画案につきましては、三番瀬円卓会議からいただきました「三番瀬再生計画案」を尊重し、その内容に基づいてつくらせていただきました。今後、再生会議からのご意見をいただいた上で、県民の皆様や県議会でのご理解を得ながら基本計画を定めてまいります。そして、基本計画に基づく事業計画の策定作業を進め、できるだけ早く基本計画及び事業計画で構成する三番瀬再生計画を策定したいと考えております。つきましては、基本計画に基づき作成する事業計画が円滑に推進できますように、時間はございませんが、できましたら、県議会が6月21日に開会いたしますので、これは予定でございますが、多分間違いなく6月21日に開会すると思っておりますので、もしこの6月議会までに答申をいただければ大変うれしいと申しますが、ぜひそうお願い申し上げたいと思っております。

今年度は、三番瀬の再生計画の策定とともに、三番瀬再生事業にかかわる検討委員会の設置や、運営、再生に係る事業の実施と、県としては三番瀬の再生元年ともいえるべき重要な年度になります。県として主体的に取り組みを進めていく責任を強く感じております。

一方で、三番瀬の再生には息の長い取り組みを要するものでございまして、三番瀬は本当に10年、20年、ことによったら30年かかるかもしれない部分もないわけではございません。県の努力だけでは達成できないと考えております。県民、地元住民、そして漁業関係者、環境保護団体、国、地元市などさまざまな方と連携・協力を図り、三番瀬の再生に向けて地域からの大きなうねりを起こしていきたいと思っております。

私、1期目の4年の間、三番瀬の円卓会議と普通言っておりましたけれどもの中で大変に皆様のご議論を活発にさせていただいて、そしておそらく全国でも、これだけ大きな公共事業を一応中止した上で、ここまで県民参加型の議論を重ねていただいた例はないのではないかと思います。それでも、もっと早くに結果を出せというお声もたくさんございました。しかし、何十年という間にこんがらがった部分もないわけではございません。そういった部分を丁寧に解きほぐしながら、お立場もそれぞれ違います。しかし、お互いに、この三番瀬の自然を再生し、活性化し、そして地元の住民の方たちにとって、また千葉県にとっても、国にとっても、本当に三番瀬は民主的なプロセスの中で再生を実現できたということ、誰もがそのことを喜べるような結果が出るのが大事なのではないかと思っております。特に護岸の事業などは、もう大分壊れてきているようなところもございまして、急いでやらなければならない部分、それから、当然のことですけれども、自然の再生というのは時間のかかる部分でもございまして、短期的なもの、中期的なもの、長期的なもの、そしていろいろお立場は違って「三番瀬を大事にする」ということでは一致して事に当たっていただけるものと思っておりますので、これから大西会長はじめ委員の皆様、そしてオブザーバーとしてお越しの皆様、そして会場にお越しの皆様にも十分ご意見を出していただき、実りのある審議をしていただけたらと思っております。よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

事務局　ここで、知事から大西会長に、「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）」を提出いたします。

（堂本知事より大西会長に「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）」諮問）

事務局　大西会長からご挨拶をいただきます。

大西会長　ただいま堂本知事さんから、「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）」をちょうだいいたしました。これについて、今後、会議の中で審議していきたいと思っております。

4月初めに韓国に呼ばれました。韓国に、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、セマングムという広大なエリアの干拓計画があるのです。現在、それは裁判になったり、あるいは政府自身も干拓のあり方について見直そうということで、非常に大きな議論になっているのですが、その中でも、近くの似たような例ということで、諫早湾の例とともにこの三番瀬が非常に注目されています。三番瀬に比べると、ソウルから200km南ということで、「大都市の近く」という三番瀬の立地条件とは違うところがあります。諫早のほうが条件としては近いということかもしれませんが、しかし、今後のセマングム地域のあり方を沿岸の都市の住民の生活の向上なり地域の発展と自然環境の保護という両面から考えていこうという発想は共通したものがあって、そういう意味で、三番瀬が里海という条件の中で地域の発展と自然環境の保護をどう両立させながら再生を図っていくのか、それにどういう答えを出して進んでいくのかということが、韓国でも非常に注目されていること

を感じたわけであります。

私ども、特に円卓会議では、1年ちょっと前に計画案をまとめて県のほうにお出しして、いろいろ議論があつて、きょうになったわけですが、こうして県から基本計画の素案をちょうだいいたしました。私は、きょうのは、今まで私どもが拝見したものとは少し変わっているということではありますが、後ほどそこは説明を受けたいと思いますが、大きくは2年かけて議論した成果をうまく整理していただいているのではないかと考えております。その意味では必要な議論はきちんとするということではありますが、円卓会議とこの再生会議の連続性の中でこの基本計画を考えていきたいと思ひます。

さらに、この基本計画を踏まえて事業計画に取り組んでいって、いろいろな意味での再生事業をこれから具体的に動かしていく必要があるということですので、ぜひそうした三番瀬の再生を具体的に実現していく会議として私どもの役割を改めて確認していきたいと思ひます。

というわけで、きょうから何回かのこの会議の中で、基本計画について、慎重な、あるいは有意義な議論をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

ここで、千葉県で4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介申し上げます。三番瀬担当の松原総合企画部理事でございます。

### 3. 議 事

事務局 これから議事に移ります。これからの進行は大西会長をお願いしたいと存じます。

大西会長、よろしくお願ひいたします。

大西会長 早速、本日の議事に入ります。

議題は七つあります。今ちょうだいした「三番瀬再生計画(基本計画)(素案)」について、それからお手元の議事次第に(2)から(5)まであります。(6)として報告事項、(7)その他ということで、それを、2時間半……既にはないですが、2時間15分ぐらいの間でこなしていきたいと思ひます。

#### (1) 三番瀬再生計画(基本計画)について

大西会長 最初に、「三番瀬再生計画(基本計画)(素案)」についてですが、いま諮問をいただきましたので、今後の手続としては、ここで議論をして、文書で答申をするということになります。

それでは、県から、諮問のありました素案について、内容の説明をお願いします。

三番瀬再生推進室長 基本計画素案について説明申し上げます。

お手元に「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)」という冊子が1部ございます。それから「千葉県三番瀬再生計画のイメージ」という2枚ペーパーがございます。それから資料 No. 1 - 3「三番瀬再生計画案と千葉県三番瀬再生計画の関係」ということで、左に円卓会議から提案をいただきました「三番瀬計画案」、右に千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)」がございます。その三つを使い説明申し上げます。時間の関係で一部は

しよりますので、ご了解願います。

まず基本計画の素案ですが、三番瀬の再生に向けた県の基本的な理念を示したということで、資料 No. 1 に書いてございますイメージをご覧いただければと思います。「基本計画」で囲ってあり、基本計画は第 1 章、第 2 章、第 3 章で構成されております。

第 1 章として「三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針」。第 1 節「背景」、第 2 節「再生の目標」、これは五つの目標になっております。第 3 節「再生に当たっての進め方」、四つ書いてございます。そして第 4 節「東京湾の再生につながる広域的な取組」。後ほど説明しますが、これについては今回の基本計画で独自性を持った取り組みという形になろうかと思えます。それから第 5 節「計画・交流区域」ですが、こちらについても円卓会議から提案いただいた区域と概念が少し違っておまして、その辺を後ほど説明したいと思えます。

第 2 章として「三番瀬の再生に向けて講ずべき施策」。1 から 11 まで提案を受けていたのですが、12 の「東京湾の再生につながる広域的な取組」というものを入れてございます。

第 3 章として「三番瀬の再生の推進方法」。二つ書いてございます。

今後のことですが、それを受けて、第 2 章の部分を右にございます「事業計画」に反映していきたいということで、事業計画案はまた別途作成するという形になります。

最終的には、事業計画を受けた実施計画、これは具体的な事業ですが、これを記載していくという形になっております。

次のページをご覧願います。

先ほど若干説明を申し上げましたが、「三番瀬再生計画案と千葉県三番瀬再生計画の関係（イメージ）」となっております。「三番瀬再生計画案」は、ご案内のとおり平成 16 年 1 月 22 日に提案いただきました。その章立てですが、1 章から 4 章までを「三番瀬再生計画」はどこで受けているのか。右に矢印で線を引いてございます。

まず第 1 章の基本的な考え方につきまして、第 1 章の「三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針」で受けさせていただきました。その中には「再生の目標」「再生に当たっての進め方」というところも入ってございます。

次の、左の第 2 章「再生のために必要な項目」は、そのまま右の基本計画のほうでも第 2 章「三番瀬の再生に向けて講ずべき施策」という形で 1 節から 12 節までございます。

左の第 3 章「課題」ですが、こちらは第 1 章の第 3 節「再生に当たっての進め方」と基本計画の第 3 章「三番瀬の再生の推進方法」というところで受けてございます。

第 4 章「提言」ですが、これは一応事業計画に当たる部分ということで、事業計画については今後作成していきたいと考えております。

右の三番瀬再生計画の基本計画ですが、先ほどから言っていますように、第 1 章の第 4 節「東京湾の再生につながる広域的な取組」を受けた形で第 2 章第 12 節「東京湾の再生につながる広域的な取組」を新たに付け加えました。それから、第 5 節「計画・交流区域」についても独自のものを考えたということでございます。

全体のイメージはそういうことで、具体的に本文のほうに入らせていただきます。

まず目次をご覧いただきたいと思えます。この目次に書いてございますように、基本的には先ほど説明したように再生計画案を受けて基本的に構成しているという内容でござい

ます。目次をずっとご覧いただきたいと思いますが、2枚目まで目次がございます。

1ページ目、「はじめに」は、基本的な部分で、基本的な方向性、長期目標という形で書いてございます。(1)生物多様性の回復、(2)海と陸との連続性の回復、(3)環境の持続性及び回復力の回復、(4)漁場の生産力の回復、(5)人と自然のふれあいの確保、これを五つの長期目標にしてございます。この目標の位置づけに向けて四つの「再生に当たっての進め方」、12の「再生に向けて構すべき施策」、二つの「再生の推進方法」を定めたということでございます。

また、「再生に向けて構すべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、「千葉県三番瀬再生計画(事業計画)」として取りまとめることとしたいということでございます。

2ページに、先ほどの基本的な構成が書いてございます。先ほど言ったように、基本計画、それを受けた事業計画の内容が書いてございます。

ちょっとはしょって恐縮ですが、8ページをご覧願います。第4節部分ですが、「東京湾の再生につながる広域的な取組」、これは県でまとめたところでございます。

三番瀬の再生にとって、東京湾というものを意識して、東京湾の再生につながるような広域的な取り組みが必要であろう。森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持って一つの流域圏を構成している。陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」と言われるように、水源の涵養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識がなされるようになってきており、北海道や宮城県等では上流域において漁業者や市民の方による植林等の取り組みがなされるようになってきています。

閉鎖性海域である東京湾は、地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に溜まりやすいという特性を有しているということで、三番瀬について見ましても、自然再生を進める上で、海域が連続している東京湾を意識して、そこに流入する河川の流域や広く東京湾を組み込んだ広域的な視点が重要だということから、三番瀬の再生に当たって、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等との連携を強化した取り組みを目指すことにしています。

9ページ、東京湾の流域界を赤で囲ってお示ししてございます。白黒の方もおられるので申しわけございませんが、東京湾流域界ということで点線で囲った部分、これが東京湾に流入する河川等の流域界でございます。

10ページ、「計画・交流区域」、こちらにつきましても、再生計画案では、三番瀬という海域のところは一応提案を受けて定義づけがなされております。真ん中の三番瀬の範囲は1,800haということになってはいますが、それは海域でございます。陸域のほうですが、そこを一応意識して計画区域というものを定めております。再生事業の実施について検討の対象とする区域を計画区域と定め、三番瀬の再生に密接につながり、広く連携・協力・交流を図る区域を交流区域として定めます。計画区域は、再生事業の実施について検討の対象とする区域ということですが、まず一つとして三番瀬(約1,800ha)とその周辺の海域、それから三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市、習志野市の陸域、約180km<sup>2</sup>ございますが、検討の対象とする区域でございます。

2 番目として、下のほうに「交流区域」とございますが、広域的に連携・協力・交流を図る区域ですが、こちら、先ほど説明しましたように、三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾（これは館山と三浦市を結んだ線です）や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置づけ、国と関係自治体との連携・協力・交流を図りながら三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体の再生に向けた動きの輪を広げる区域と決めました。

以上が基本的に県として独自性を持ったところでございます、それを受けて2章という項立てになってございます。

2章、例えば11ページをご覧くださいと思います。こちらは「三番瀬の再生に向けて構すべき施策」でございます、「第1節 干潟・浅海域」と書いてございます。まず冒頭部分に現状を書いてございます。現状どういうことか。「かつて江戸川河口の広大な干潟の一部だった三番瀬は」ということで、いま現在「三番瀬の自然環境の単調化が進みました」という現状が書いてございます。「このことから」というのは、ここに課題が書いてございます。「このことから、かつての三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物がすみ、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です」と、これが一応課題です。「そのため」以下、こちらのほうで今後の目指すべき方向が書いてございまして、「三番瀬の水循環を健全化し、土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境の創出や海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します」ということで、以下第1節から第12節まで、そのような形で現状、課題、目指すべき方向という形で整理させていただきました。

先ほどから言っているところですが、29ページ、第12節「東京湾再生につながる広域的取組」をご覧くださいと思います。まず現状として、「三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています」。これから課題ですが、「このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です」。そして、「そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取り組みを継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します」ということで、今後の目指すべき方向としてございます。

以上が「東京湾の再生につながる広域的な取組」ですが、それを受けて第3章は、今後どういうことをやっていくのかということで、32ページ、「三番瀬の再生の推進方法」ということで、「事業の進め方」と「推進体制」という形で節立てしてございます。

まず32ページ、事業の進め方ですが、事業の実施に当たっては、基本的に、ちょっと試してやってみて、その結果を評価して、だめであれば事業を見直したり、事業を中止したり、そういう順応的な管理をやっていきますよと。具体的に、1 実施に係る計画の策定（Plan）、2 実施（Do）、3 評価（Check）、4 対策の検討（Action）というPDCAのマネジメント・サイクルに則って進めてまいりたいと考えており

ます。これは実施レベルの話ということになるかと思えます。

33 ページ、最後のページになるかと思えますが、第2節「推進体制」ということで、こちらのほうに推進体制の構築ということが書いてございます。特に、関係自治体や県民の多くの方々と連携・協力しないと三番瀬の再生は進まないということが書いてございます。下から3行目に書いてございますが、「三番瀬の再生に向けた『県民運動』の立ち上がりが望まれる。そのため、県としても、そのような運動の立ち上がり、育成への支援を行っていききたい」ということで、三番瀬の再生というのは多くの方の連携・協力が必要だということ、県民運動、そういうものが望まれて、それについて県としても立ち上がりや育成の支援を行っていききたいと考えてございます。

雑駁な説明で恐縮ですが、以上が基本計画の素案ということでご説明申し上げました。以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

それでは、この基本計画の素案について意見交換したいと思えます。

はじめに、どういうふうに議論していくのかということですが、きょうは、本当は3月にやるべき会議が4月に行われた。お約束しているのは、次は5月18日です。その次は7月になりますが、きょうの議論の成り行きも踏まえつつ、場合によっては6月にもう一度この基本計画素案のための会議を設定させていただいて、きょうを含めて2回ないし3回ぐらいの議論をしてまとめていききたいと思っています。

基本計画については、お手元に三番瀬計画案、去年つくったものですが、これでいきますと、この内容が162ページにわたって書いてあります。きょうの素案は33ページです。したがって、そういう意味では内容がエッセンスになっているということになります。ただ、冒頭の説明でもありましたが、基本計画と事業計画が合わさって再生計画というものができる。事業計画は、さらに事業計画に実施計画がくっついて詳細に展開されるということで、再生計画については、きょうの基本計画と実施計画のある意味で基本的な部分ということで再生計画は構成されるということです。その意味では、特にこれからの議論の中でもっと詳しく書いたほうが良いという議論が多分出てくるのではないかと思います。そのときは事業計画の部分とどういうふう書き分けるのかということもお考えいただきたいと思えます。基本的な事項がそもそも基本計画の中にないということになると、事業計画が位置づかないということになって、これは問題が出てくると思えますが、基本計画の中に項目が位置づいていれば、それを詳しく展開していくのは事業計画でそれぞれ深めていくことができるということもお考えいただきたいと思えます。

それでは、既にある程度内容についてはご存じだと思いますので、少し意見交換をさせていただきたいと思えます。きょうは結論まで行かないと思えますので、適当なところで打ち切って、また次回ということになりますが、よろしくお願ひします。

倉阪委員 まず質問ですが、1ページに「『再生に向けて講ずべき施策』に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に……取りまとめることとします」と、こういうふう限定のような書き方がされているわけですが、これの意味ですね。「中心に」というところのニュアンスはどういう意味内容なのかということをお聞かせたいと思えます。この再生計画に書かれる以外に各市町村がそれぞれに実施するものが別途あって、そこは出てこないという意味なのか、それとも、そういうものもある程度含みながら全体像は見

えるようになっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

総合企画部参事　ただいまの質問、1ページの表現についてですが、これにつきましては、ここに至るまで地元市等と十分な協議を重ねてまいりました。その中で、県の計画としてつくるといってございますので、基本的には県が主体となって行う事業でまとめるべきではないかということで、それについては異論はないかと思いますが、再生計画案としてちょうどいいその中に盛り込まれております具体的なアクションプラン等、これについては必ずしも事業主体等が明記されているわけではございません。したがって、これから検討していくことではあります、事業主体がどこになるのか、また具体的な事業をどうするのかということもございます、その辺のところについては、当面、県が事業主体となって行うものを中心に事業計画として取りまとめていきたいということで、必ずしも再生計画案でちょうどいいすべての提案等が県のこれからつくる事業計画案の中に盛り込まれるものではないということで、そういうところで地元市等の了解を得てこの形で提示させていただいたと、このような次第でございます。

倉阪委員　円卓会議の議論においては、確かに実施主体については特に想定をせず、どういう事業が再生のために必要なのかという議論をしてきたと思います。将来的に市がやるべき仕事、例えばまちづくりとかは市の仕事だと思っております、そういったものとの連携なしには再生事業が完成しないということも懸念されるわけです。こういう県の主体のものだけを取り上げていくという方針で本当に全体像が書けるのだろうかという心配があるわけですが、ここについてはどのようにお考えでしょうか。

総合企画部参事　ご指摘の点については、私も十分理解しているつもりでございます。それは今後の具体の事業計画を詰めていく段階で、当然、事業主体がどこになるのかということも定かになってくるわけですが、その中で再生計画案の提案の具体の内容について、仮に県が事業主体でなくても、本当に仮の話ですけれども、市が事業主体になるものであっても、その内容について十分な協議・調整をし、県としての計画ではあるのですが、ここに盛り込むということが調整が整えば、この計画書に掲載してまとめていきたいと考えております。したがって、具体的にどうこうということは現時点では何もお話しすることはできませんが、倉阪委員ご指摘の例えばまちづくりであるとか、そういったところについては、おっしゃるとおり市が主体的に行うものだと私も認識しておりますので、この辺については地元市との連携をより深めて十分な協議をした上で全体的な計画に仕上げたいと、このような考えで進めていきたいと思っております。

後藤委員　いま倉阪委員から出た話は、ちょっと気になるのですが、むしろ33ページの第2節「推進体制」のほうで、「三番瀬の再生については、これまで経験のない取組や長期間にわたる取組を進める必要があるため」ということが書いてあって、その次の文章では「これまで以上に国や市との連携を深めるとともに、県民、地域住民」という言葉がここに載っていますので、このニュアンスが初めに入ったほうがむしろきちっとしたものになってくるのかなと。ここを読むと、「千葉県だけがやりますよ」という感じになってしまいますので、そのニュアンスをここに入れていくという形を取ったらどうかなと思います。

大西会長　今、事業主体あるいは実施体制について議論が出ていますが、これに関連してご意見ありましたら。

吉田副会長　最初、倉阪さんからご指摘いただいたとおりだと思います。例えば環境学習とい



ったら、県でやることよりむしろ地元市でやることとか、NPOとか市民でやるのがたくさんあると思うので、ですから位置づけとしては、再生計画のうち基本計画というものは、主体を県と限らずにかなり広い主体が行うものが書かれる。そこに具体的な予算がついてくるような事業計画あるいは実施計画となってくると、それは県の会議では県のものを中心にやっていく、そして市が中心となるものは、ここには事業計画として書かないけれども基本計画につながるような形で行われていくと、そういうつながりを持って考えていくべきではないかと思います。おそらく国の自然再生推進法などで行っているような会議の中でもつづけている計画は、いろいろな主体がかかわるものの、基本的なものをまずつくって、そしてそれぞれの主体が事業計画をつくるという形ではないかと思います。

大西会長　　今の点に関連して、何かご意見ありますか。

竹川委員　　今の実施体制と関連して、これは県から自治体のほうにもつながる問題ですが、円卓会議の中では、完全な計画の実施の保障の仕組みとして県条例をつくっていただくというのではないかと。そういった大きな条例の中で関係者が協力して推進していくのだという大きな方針があったわけです。きょう、知事さんもいらっしゃいますので、県が主体となっているやるわけですが、そういう条例を我々が今まで検討し、またその条例化を希望していたわけですが、前年度まではそれができなかったのですが、それとの絡みで、これの実施体制について知事さんのご意見をこの際伺っておきたいと思います。

大西会長　　最後にまとめて知事に所感を述べていただくというふうにさせていただきたいと思います。今のご意見は承りました。

きょうは論点をいろいろ出して、一つ一つ詰めきるのはちょっと難しいと思います。今の点は、この基本計画の中にも「条例をつくる」ということは書いてありますね。26ページの第10節が「制度及びラムサール」ということで、ここに一応触れてあるということです。

木村委員　　この再生計画の骨組み自体は、例えば県議会にかかったとしても、例えば習志野と船橋の道路の慢性的な渋滞があるというときに、そういう慢性的な渋滞も自然との共生の中で再生計画の中に考えていかなければいけないのではないかという要望があったときに、その要望が三番瀬再生計画に全体的に影響するという場合もあるのですね。各市にはまちづくりがあるわけですから、そういう慢性的なものを何とか解決しなければいけないというのは、そこを考慮すべきだというのが全体的な中に入れられた場合に、三番瀬再生計画の骨組み自体が変わらないとしても、非常に大事な問題になってくると思うので、その辺まである程度突っ込んで骨組みをきちんと組み立てておかないと、例えば堂本さんが知事るときにはいいけれども、今度はある方がなったときに、軸足をそっこのほうに置いたときには、この計画がバラバラになっちゃうような気がするのですけれども。そういうことを感じました。

川口委員　　私は、この基本計画は非常にコンパクトに大変よくまとまったと思います。これは総論的ということだと思います。ただ、前回の円卓会議から見て私が足りないなと思うのは、防災に関する討論がなかったと思います。また、今度もないと思います。再生で長期目標にしていた海のこととか漁場のこと等は、海がきれいになっていけば自然に回復していくのですが、1ページの再生長期目標としての(2)海と陸との連続性の回復、(5)人と自然とのふれあいの確保と、まちづくりと、それからそれぞれの流域の市町村にも全

部かかわってくるのだと思いますが、護岸と防災という観点の議論をしておかないと、200年に一遍の洪水とか津波、そういうものを何でもかんでも構築物で守ろうとするのか。自然を守る、再生するという観点からすると、そういうものは自然に対しては非常に負荷をかけるものですから、その辺で、最近では、国交省も河川をスーパー堤防などで守るのはもうよそう、堤防は壊れるものだ、壊れたときをどうシミュレーションしていくかという議論にシフトされてきています。ですから、いま市川の塩浜あたりでも、この間もかなり護岸が壊れて危険な状態にあって、早急にやらなければいけないのですが、そのときにどういう堤防にするのか、災害に対してどこまでやるのか、それと自然をどう守っていくのかということは議論して県民のコンセンサスを得ないと、何でもかんでも堤防でつくるとい話になってしまうといけないと思うのです。

僕は、先日、塩浜に行きまして、櫓を組んであって、8.5mと9.5mの高さの模型を見てきましたが、ああいうものをつくって市民なり県民を守るという考え方と、自然を守って再生していくという方向は、非常に相容れないような感じがするのです。ですから、県、行政がどこまで市民を守るのかということも基本計画の中に議論としてやっておいたほうがいいかなと感じております。

清野委員　　今までの議論を伺っていて、2点あります。

一つは、再生という議論をしたときに、三番瀬の歴史というか、自然の歴史と人の歴史に関する認識と調査が不十分でありまして、そのために、項目は出たのですが、具体的な局面に入るときに、ここの海域で生きてきた人と生き物がどういう条件の下でどんな考えで生きてきたのかが整理されないとなかなか目標が定まらないのではないかとということで、円卓会議を終えたわけです。いよいよ実際にそれに着手する段になって、県の計画を拝見していると、歴史的な経緯とか、そういうものに対する過去の調査に関するところがちょっと抜けているのではないかと気がします。再生計画案の中では、アクションプランの中に「歴史の調査」というのが入っています。これがなぜ大事かといいますと、今の川口さんのご指摘にもありましたように、防災の問題と環境の問題というのは歴史的な経緯を伴うので、それがないと、多分、歴史から学んで予防的に考えて未来を決めるというようなことができません。ですから、再生の目標、あるいは再生に当たった進め方の中にそういう部分を入れていただけたらと思います。そうすると、例えば漁業者の経験的知見というのがどういう位置づけになるかというもおのずとわかってきますし、埋立の中で何を少しずつ解きほぐして解決しなければいけないかも見えてきます。それぞれの利害関係者の方とか市民の方がおっしゃっている背景もお互いに理解できるようになると思いますので、その部分は強化していただければと思います。

もう1点は、東京湾全体に呼びかける前に、千葉県として海域の再生はもう少し集中してやるべきではないかということについての話です。

17ページを見ていただきますと、衛星写真がありまして、千葉県沿岸に大きく青潮が広がっている様子が見えています。この写真に代表されますように、東京湾で現在とにかく底質の環境として水質の環境として最悪なのは千葉県の前面です。ですから、今回いただいている資料の中に、「森は海の恋人」ということは非常にいいのですが、緊急的には、三番瀬の前面と連続する海域、自分たちの前面の海域自体が東京湾全体にも影響を与えているという自覚を持った上で、流域や沿岸のほうにも協力を呼びかけていくことが必要だ

と思います。海上保安庁の調査によっても、千葉県沿岸のここはかなり環境的に厳しいことは公開されていますので、ぜひ千葉県としても、底質の環境、海底の地形をきちんと再生して臨むのでほかの人たちも協力してほしいと、そういった自分たちの負の遺産をきちんと始末するような姿勢を見せていただけて呼びかけることが大事かと思います。

以上2点、入るところに入れていただけるようお願いしたいと思います。

大西会長 具体的に修正するかどうかはここで結論を出さなければいけないので、それはまた次回以降の議論の中で詰めていきたいと思っています。

後藤委員 10 ページの「計画・交流区域」の問題ですが、確かに計画と東京湾の交流、今回、東京湾や流域が意欲的に書かれてあるのはすごく評価しています。ただ、さっき清野さんからもあったのですが、では千葉県の中の河川でできる部分、三番瀬に流入している河川についてどういうふうに計画しているかということ、交流区域としては非常に曖昧な計画になってしまいますし、その中間として三番瀬へ流入する河川、あるいは江戸川放水路をどこに位置づけるかわからないのですが、これは徹底的に議論したほうがいいのかなど。ちょっと東京湾と飛び過ぎている。広域と飛び過ぎているので、その中間で、千葉県でできる部分というのは相当練っていったほうがいいのかと思っています。

大西会長 1の(2)に三番瀬に接する市域というのがありますが、ここではなくて、流入している河川の流域、というと三番瀬に流入している河川の流域ということですか。それは前に条例のところでも整理しましたね。

後藤委員 その部分。要するに、東京湾全体と東京湾に流れる流域全体はここでかなり書き込まれていて、それは評価できるのですが、三番瀬本体と、そこに近い三番瀬に流入する河川とか放水路が位置づけが飛び過ぎていて、中間帯がちょっと落ちているなという形なので、そこは相当詰めたほうが、例えば水質をよくする場合にもそこからのスタートになると思いますので、その位置づけをうまい形で入れていただければということです。

村木委員 遅れてきて、もう既に議論されていることかもしれないのですが、申し上げたいことが3点ございます。

特に21ページの「三番瀬を活かしたまちづくり」のところですが、まず第一に、個別の市がいろいろな計画をされていると思いますが、これをどのようにまとめていくのか、戦略方針のようなものをしっかり、どこで何をするというより、全体として何をするのかということをもう少しくリアに出されたほうが、県が立てる計画としてはいいのではないかと思います。

2点目に、個別の市、NPO、地権者とどのような連携を図っていくのか、どのような方法をとるのがもし書けるのであれば、書いたほうがよろしいのではないかと思います。

3つ目に、景観のことがいろいろ書かれていると思いますが、要は、どういうふうに景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちをつくっていくのか。それは形なのかもしれませんし、色なのかもしれません。どのようなアクションでつくっていくのかということをもう少しくリアにしていったほうがいいのではないかと思います。

大西会長 多分、きょうはまだ十分に読んでいないということもあると思いますので、今、意見がありましたら。

工藤委員 皆さん議論したところは飛ばして、8ページの中ほどですが、これは認識の問題ですが、ここでは東京湾を「湾外との海水交換が乏しい」と評価しています。これは非常に

相対的なことでありまして、三河湾、大阪湾に比べればはるかにいいですし、東京湾よりいい湾という、そうはないのです。三番瀬だけに限って言うと大変悪いのですが、東京湾という言い方をすると、東京湾は日本の湾の中ではいいほうなので、その辺、認識をきちんとできるようにしたいな。ちょっと言い過ぎではないかと。お願いします。

大野委員 9ページの流域の図、これを見てきょうは大変感激しました。ここまで来たかと。サンフランシスコ湾の例は、海域の100フィート(30m)しかクリアしていないのですが、これはチェサピーク湾と同じ形の手法といいますか、これをやっていかなければ東京湾は本当の回復はないと、私も信じています。

一つは、この計画がよくても、チェック機能が我が国はものすごくルーズなのかなと。最近のJFEの排水のことも考えると、そういう機能をどこに持たせたらいいのか。その辺のことがしっかりしないと、当然、全部合併に帰してしまうのかなと、そういう気がいたしました。その辺のチェック機能を十分果たせるような機関はどこがなし得るのかお聞きしたいし、あるいはつくっていただきたいなと、そう感じました。

蓮尾委員 細かい問題で申しわけないのですけれども。

11ページ、17ページ、13ページにもちょっとありますが、「地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり」というのが11ページ3行目にあります。やはり基本的には干潟の減少は埋立によるものですので、地盤高の低下によって実際なくなった例もあるわけですが、ここは「地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり」という言い方ではなくて、「埋立により後背湿地が消失し、大部分の干潟がなくなり、海域が狭められて、さらに地盤高の低下により浅海域化が進みました」と。より罪が重いのは埋立ではないかと思えますので。同じように17ページにも地盤高の低下がかなり大きく出ていますし、13ページにも同じ文言があります。13ページ、「地盤高の低下等による浅海域化」というのは適切だと思います。ですけれども、ちょっと字句として目立ちましたので、細かいところですが、ご一考をお願いしたいと思います。

佐野委員 2点あります。

再生計画案の157ページです。課題ということで円卓会議としては積み残しとして残ってしまった部分といいますか、そういったところに「三番瀬再生計画と関連する公共事業との調整」という欄があります。そこで第二湾岸の扱いと江戸川第一終末処理場の扱いが書いてあります。先ほどの木村委員と深く関連する意見になりますが、ここでは、議論のある意味円卓会議では打ち切られるような格好で、こういう文言で終わっているわけです。要するに、「三番瀬の再生・保全の理念に反する形で第二湾岸道路の計画を行わないよう要望します」とか、江戸川第一終末処理場についても「三番瀬の海域に処理水が流れて水質等が悪化しないように」となっているわけですが、ここの部分は、県が出す計画ですから、県がどのように考えているかはよくわかりませんが、同じく何らかの形で検討されていると思うので、そこのことをきちっと明確に書いていただきたいというのが一つです。

もう一つは、ラムサールについて書かれた部分ですが、26ページ、これも再生計画案のほうでは同じような書き方です。「登録を促進していきます」という書き方で再生計画案も終わっているわけですが、今回の県のほうの案も同じような書き方になっております。これは計画案を尊重したと言えればそういうことになるのですが、私はこの後いろいろ調べてみたのです。27ページに、日本のラムサール条約の湿地が全部で13出ています。例え

ば宮島沼、北海道にあります。いろいろ調べてみましたが、ここは周りに農地がありまして、ガンが来たときに農地を荒らす可能性があるということで、農業経営者にもし何らかの形で被害が出るような場合には県がそれを補償しますという約束の中で、農家の方たちが登録に合意して、結局ラムサール湿地になっていくわけです。ですから、三番瀬の問題も、漁業者の方たちがいろいろな形でラムサール湿地の登録については心配されているわけですが、そこら辺、県がもう一步踏み込む気持ちがおありならば、もっと具体的に、例えば次の締約国会議に登録を目指しますとか、そういう形で書けるのではないかなと思うので、そこら辺の県のお気持ちを聞きたいのと、何とかそういう書き込みができないのかという要望です。

米谷委員 私も、9ページの流域図、河川ワーキングで出た地図にカラーつきで、いいと思いました。ただ、再生イメージとか清野さんの三番瀬の歴史で提出された古地図とか航空写真で、地図を見れば一目で、何が失われて再生には何が必要かということとか、漁業の変遷がわかるものがありますので、そういう地図、例えば再生計画案の6ページ、7ページ、及び11ページなどですが、そういう地図が入ればよいと思いました。

それから、冬の視察船には乗れなかったのですが、7月に2度、環境センターの方と同じルートを回りました。目的は赤潮とプランクトンの観察だったのですが、赤潮の場合は、羽田沖、川崎沖、浦安沖で全然色が違うのです。千葉が一番まだましでした。青潮の場合は、さっき出た地図のとおり、稲毛とか千葉沖がすごいと思います。現象について働きかける相手というか対策が必要だと思いました。

中田委員 15ページの漁業についてのところです。第2段落のところで漁業の果たす役割みたいなことがまとめられているのですが、漁業によって添加された栄養分が取り除かれるとか、漁業がちゃんとあることによってその漁場が改変されていく部分という意味を込めて、漁場の環境保全に対する役割みたいなものを位置づけていただけるとありがたいと思います。

倉阪委員 2点ございます。

1点目は、一番初めに質問した点に関連するのですが、先ほどの回答で内容的には問題はないと思いますが、県は広域的な見地から市町村を調整するような役割は当然あるわけで、そういう観点から適切に調整能力を発揮していただくようお願いしたいということです。それがこの書きぶりで若干物足りないかなという気もしておりますので、そこはいい文があればお出ししたいと思います。

2点目は、事業計画の策定の仕方が実はこの基本計画の中には書いていない。抜けているように思います。32ページ、実施計画の策定についてはP D C Aの中に入っているのですが、事業計画の策定が見当たらない。当然、事業計画の中には円卓会議が策定した「三番瀬再生計画案」をなお尊重して検討しなければいけない部分があると思います。したがって、事業計画の策定の仕方として、例えば「『千葉県三番瀬再生計画（事業計画）』は、本基本計画に基づき円卓会議の『三番瀬再生計画案』を尊重しつつ策定するものとします」というような一文を入れておけば、190ページに及ぶ「三番瀬再生計画案」で今回の基本計画に乗らなかった部分はなお尊重されるのだということが明確になりますので、そのような記述を32ページのあたりに入れていただければと思います。

大西会長 まだ意見があると思いますし、時間がなくてまだ十分に読みきれていないという方

もいらっしやると思います。きょう結論を出すことではないというふうにさっき申し上げました。

今後の進め方ですが、幸いに 10 日に及ぶ大型連休もあるので、その連休の 1 日あるいは半日をこのために使ってもう 1 回改めてお読みいただいて、ご意見をできれば文章にしてお出しただけでないか。次は 5 月 18 日に予定しています。その前、連休明けぐらいまでに、事務局宛てで結構ですが、文書で、メールでも結構ですが、出していただいて、少しそれを整理して、論点を集約して、効果的な議論ができるようにさせていただきたいと思います。そのときに、こういうふうに直したらどうかという提案があれば、それを書いていただくとゴールが早いと思います。

ということで、最終的にはここで合議してまとめなければいけませんので、皆さんの提案どおりになるかどうかわかりませんが、そういうことでお願いしたいと思います。

きょう出していただいた意見については整理できますので、簡単に、あるいは触れていただかなくても、既に意見は表明されたということになります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

後藤委員 1 点だけ。今回は委員だけということになるのか、それともパブリックコメントをいつどういうふうにかけるかということも含めて、整理しておいたほうがいいかなと思います。

佐藤委員 倉阪先生が今おっしゃったように、円卓会議を 2 年やってまいりまして、その後、県のほうに上程して、このたび「三番瀬再生計画案」の素案がここに大変上手に出てきましたけれども、計画のときに抜けていたところはぜひ計画案としてまた皆さんと議論の上でここへ出したらいいかと思います。これから再生計画の案がここに出されまして、それを県のほうで主導権を持ってやっていくのか、それとも、地元の市、またその他違う各々が事業計画の中でこれをやっていくのか、そこまでまだ決まっていらないのに、今は中身の検討を幾らしてもちょっと違うのではないかなと、そんな感じがしますけど。実施の計画をどこが主導権を握ってやっていけるかということがはっきりしないのに、中身の検討をしても、どこが受けてくれるかわからない、そんな感じがしますけれども。

大西会長 今回諮問を受けたのは基本計画のところですから、事業について具体的なことはあまり書いていない。基本的な方向が書いてあるということです。少なくとも県はこういうふうにしていこうということで、県以外の市については、その辺はきょう議論がありましたけれども、少なくとも呼びかけて連携していこうということは示されています。いま佐藤さんがおっしゃる具体の事業については、これから事業計画を、既に何本かについてはここでも議論しましたけれども、一つ一つつくっていくということですから、その中で、ある事業計画については県だけではなくてほかの主体と一緒にやるというのも出てくると思います。事業計画の中で詰めていくということだろうと思います。

佐藤委員 進めるのはわかるのですけれども、皆さんの議論が先に入ってしまったので、枠がないのに皆さん一生懸命になってここで議論をしてみても、どこの部署か、どこで受けてそれをどうするのかということも見えないので、聞かせていただきたい。

大西会長 おっしゃる点はわかりますが、具体的にどの課がどうやれというところまでは基本計画には書けないだろうと思います。そのガイドラインになるようなことが基本計画に書かれるのだろうということだろうと思います。

佐藤委員 基本計画というのは、上程してもう終わっていますでしょう。三番瀬の再生計画案というのが今出て、それを一生懸命に検討しようとしているときではないですか。枠組みを決めてやっていかれたほうが……。

大西会長 枠組みというのはどういうことでしょうか。いま議論しているのは、再生計画案を出しまして、それを県が受けて、その中でまず第一に再生計画の基本計画をつくろうと。それはきょう出てきた。

佐藤委員 それは再生計画の基本計画ということですね。

大西会長 そうです。

佐藤委員 それはどこで主導権を持って……県がやるのか、市がやるのか……。

大西会長 県がやるのです。

佐藤委員 もう決まったのですか。

大西会長 これは県の計画です。

佐藤委員 素案として出してきたので、まだ案でしょう。

大西会長 それはさっきの質問と重なるので、我々が答申した後どうしていくのかということの説明していただけますか。

総合企画部参事 先ほど後藤委員からパブリックコメントの話もございましたので、それも含めてこれからのスケジュールを簡単に説明いたします。

きょう諮問し、先ほど知事から、できますれば6月議会あたりを目指して答申をいただくとありがたいということで、これにつきましては再生会議のほうの答申をいただくということになります。その後、所要の修正が必要になるかと思いますが、その修正をした上で、それをパブリックコメントにかけたいと考えております。またそこで修正等が出てきた場合には修正を施し、さらには県議会においてそれについて十分な議論をしていただき、それで県の計画として確定をする、このような段取りで考えているところでございます。

木村委員 先ほど最初に倉阪委員が言っていました、「県が主体となって実施する事業を中心に取りまとめることにします」と書いてあるでしょう。佐藤委員が言っているのは、このことを委員の方が認めてオーケーだと言った上で内容に入ったほうがいいと、こういうことですね。そういうことを言っていらっしゃると思うのですが。それを、これが案なのに、「県が中心にやるのですか」と最初におっしゃったわけで、やります、みんながオーケーなんですよ、その案でいいのですよという枠が、説明はあったけれども暗黙の了解で案に入っていっちゃったのではないかと佐藤委員は言っていらっしゃるのですよ。

大西会長 きょうは結論までは出せないと思います。これから2回か3回議論をしたいと思っているので、論点をきょうは出していただくということで、その一つの論点が今の点です。ただ、この点については、県のほうからも説明があって、地方分権、地方自治だから、何々市の事業までこの中でこういうふうにするということは書けないわけです。しかし、三番瀬に関係があるものについては「三番瀬再生」という精神を共有してやっていただきたいと当然思うわけですから、その書き方とか、あるいは共有する手法をどうするかということが、これから重要になってくると思います。

佐藤委員 県のほうで暗黙のうちにこういう結果になったので、これでいい枠組みができたのかなという感じも……。

大西会長 佐藤さんのご意見は、これでいいのではないかということですね。

佐藤委員 これではいけないということですよ。県のほうの了解を取ったのですかということ  
です。ここに書かれていることを。

大西会長 ここに書かれていることは、県の提案ですから。

佐藤委員 それはそれで了解したのでしょうかということですよ。県のほうで了解していただいた  
のでしょうか、それで進めているのですか、と聞きたいんです。

大西会長 何が……ちょっとよくわかりません。

いま委員から出ている意見は、県はまだ了解はすべてについてはしていないと思いますよ。委員が意見を言っているわけですから。ただ、委員の意見が再生会議の意見としてまとまって、例えばある場所についてこういうふうに原案を修正してはどうかという意見が出た場合には、県はそれを受けとめて、諮問しているわけですから、その答申に対して検討するということになるのだらうと思います。

佐藤委員 例えば、今、青潮とかいろいろな話がどんどん出ていますが、それを結果的にどこが受けるのかということもまだわからないわけじゃないですか。県のほうで受けるのか、地方自治体が受けるのか、地元の市が受けるのか、わかってないじゃないですか。それをやる前にある程度の枠組みができていないといいのでしょうか。先ほど県のほうからも質問が出ていましたので、それでいいのですかということ聞いていたのです。先ほど倉阪先生からも、基本計画にまだ入っていないものがあつたら再生計画の中でそれを埋めていきましょうという話が出たので、まだだなということが私はわかったから、もう一遍聞いてみたかった。

大西会長 今おっしゃるような事業の具体的な主体というのは、この中ではなかなか書ききれないだらうと思います。事業計画は事業主体がはっきりしているものですから、その中で定まっていくのだらう。そういう意味では、基本計画というのは多少総括的な文章にならざるを得ないところもあるのかなと思います。

それでは、5分ぐらい時間を取って会場から幾つか出していただいて、最後に全体について知事さんのご感想を承って、この議論は終わりにしたいと思います。

会場からいかがでしょうか。

発言者 A 基本計画を見て、100%これいいなと思いました。再生会議で欠けている点を十分補っています。そういう印象を持ちました。そういうことと、基本計画ですから、実施計画めいたものをあまり絡ませないほうがいいのではないかと思います。そういう細かい雑多なことをどういう形で作りに出していくか。基本計画、事業計画という間に何か、パブリックコメントもその一つでしょうけれども、そういう手続を経てこの基本計画に盛り込んでいったほうがいいのではないかと聞いていて、雑多なことを盛り込めと言っているように僕は感じました。

発言者 B 第3節の「再生に当たっての進め方」に主に関係することですが、これから再生計画の中で具体的な事業計画が提出されて、それを討議していくことになると思うのですが、その事業計画の提出の仕方、討議のあり方という点で原則を立てていただきたい。

それは、この前の航路計画に対する審議の中でちょっと不安に思ったことですが、一つの計画の影響は非常に多岐に及ぶわけですよ。それに対するコストベネフィットはどうかと、いろいろな問題が出てくる。そういったことをきちんと検討していくためには、計画



案は必ず複数案出していただきたい。一つの案だけでなく、ほかの考え方はないのか、ほかの方法はないのか、もしそれをやらないとしたらどういうことが起こるのか、あるいはやらないままでどういうことができるのか、そういったことを含めた複数案を提示して検討していただきたい。そうでないと、順応的管理とかいろいろなことが言われていますが、そういうことが不可能になってしまうことが起こります。そのことをぜひお願いしたいと思います。

発言者C 意見ではなくてお願いですが、今、文書で再生会議の委員の方々が提出ということだったのですが、意見の提出、文書の提出を傍聴者にも認めていただきたいなど。これはお願いします。

大西会長 県は提出していただけるようになっているのですね。

総合企画部参事 はい。

大西会長 ということで、いつもご意見は提出できるようになっています。今回は、「再生計画（基本計画）に対する意見」ということを書いてお出しただければと思います。5月10日を目途に出していただきたいと思います。

それでは、ほかに議題もありますので、きょうはこの議題はこのくらいにして、堂本知事さんにせっかくお残りいただいておりますので、所感を承りたいと思います。

堂本知事 大変大事な段階ですので、気をつけて大事なところを発言させていただきたいと思います。

最初に、倉阪委員から、この計画で地元との協力の点で具体的にどう展開するのか、最後のご質問で、それに関連してですが、地元との間の広域的な見地からの調整能力を発揮するのが県の仕事ではないかというご意見をいただきました。

私は最初に申し上げたのですが、実はその作業を、地元市 きょう4市ご出席いただいておりますが と十分に詰めないで県だけで進んでしまいますと、今度は本当に具体的な実施に入る段階に来ておりますので、各市との間で整合性が取れないと、後になってそれが未広がりになっては困るということで、時間をいただきましてきょうまで延ばしていただいて、その間に鋭意4市との間の調整を県としてやってまいりました。今回出しました計画は、そういったことで申しますと、地元市との間の調整を十分に踏まえた上でつくられているとご理解いただければよろしいのではないかと思います。地元市、それによるしゅうございますか。

はい、うなづいていらっしゃるもので、多分その時間に地元市も努力をしていただいたということでございます。

それから、竹川委員からおっしゃられた条例との関係ですが、これは議会との関係がございまして、もっと早くにということも私も随分皆様からご意見をいただいていたのですが、十分に議会を通していただけるような形での条例をつくり上げていきたいと考えております。条例は大変大事だと認識しております。

それから、木村委員がおっしゃいました骨組みを決めておく必要があるという点ですが、こういったことについても、渋滞等の関係ということはいつも問題になります。ですので、この点についても、これから、片方を全否定するのではございませんので、十分に検討していきたいというのがこの点でございます。この点は大変大事だと私は思いましたけれども、いわゆる災害等の問題、どこまで行政が県民の安全性を守るのか。これは三番瀬に限

らず、先日のスマトラの津波を見ましても、かつて千葉県も九十九里沖の地震で津波が大変大きな被害をもたらした経験がございます。では、今、現代社会になってどれだけのことが県として保障できるのかということ、これは大変難しい問題でございます。しかし、きちっと検討しておく必要のある観点だと思っておりますので、大事に受けとめさせていただきたいと思いました。

清野先生がおっしゃいました歴史認識の問題ですが、いつもお話を伺うたびに、三番瀬が今突然ある三番瀬ではなくて、何千年、何万年という中で自然の歴史、それからそこに文化的な人間が生きてきたまちの歴史と、両方がございます。その重なり合いの中から、これからの新しい三番瀬の再生、それは自然の保全と、それからまさに汽水域であるこの地域の人とのかかわりということ、また次の歴史をつくっていくようなことをいま検討していただいているのだと思っておりますので、これも大事にさせていただきたいということで、今回は基本計画なので確かにあまり歴史のことは書いてないですが、それをないがしろにするつもりは、多分、県庁の職員はないと思っておりますので、ご意見を十分に拝聴させていただきました。

私がいまよくわからなかった後藤さんがおっしゃった流域の問題は、後で詳しく伺ったほうがいいかなと思っております。

村木委員がおっしゃった「戦略方針よりも全体の方針」ということですが、この点については、相当具体的な実施計画にこれから入っていく段階に来ていますので、これで全体を相当示したつもりでいるところもあるのではないのでしょうか。担当者曰く、まちづくりその他についてはこれからさらにお示しするということでございます。

それから、先ほど工藤委員がおっしゃった、東京湾は日本の中では比較的いいほうだということですが、三番瀬だけを局部的に見ると自然度が非常に劣化しているということは言えるかもしれませんが、その東京湾全体の中での三番瀬というとらえ方も、おっしゃることを伺いながらしていくということかと思っております。

蓮尾委員がおっしゃった地盤の専門的なところで私はちょっとわからなかったのですが、地盤高と埋立の関係、そのところはおっしゃるようなことなのかと思って理解させていただきました。

佐野委員がおっしゃった第二湾岸との関係ですが、それからラムサールとの関係、こういった問題は、この中に全部盛り込まれているわけではございませんが、今までの中で随分と議論されてきた問題だろうと思っております。私のお答えも少し曖昧かもしれませんが、三番瀬の保全をしながら、一方で千葉県全体の交通網ということもございまして、ラムサール条約はちょっと先のことになるかもしれませんが、いつの日か目指していきたいと考えております。

佐野委員が、県の気持ちを聞きたいとおっしゃいました。これは決意をきちっと申し上げなければいけないと思っております。確かに、最初に申し上げたように、いろいろ錯綜していることがあるのは事実でございます。しかし、こういう円卓会議を開いていただき、県民参加のもとにこれだけ計画を立てていただいている以上は、ご参加いただいている以上は、三番瀬再生元年と先ほど申し上げましたが、そういった意味で今年は大変重要な年だと思っておりますが、県としても主体的に取り組んで、そして進めていく、そういった責任を十分に果たしていきたいということで、私自身の決意として述べさせていただ

きたいと思っております。

中田委員がおっしゃった漁業の問題、最後に佐藤委員がおっしゃったこれの枠組みの問題ですが、これは、これからこの基本計画に基づいて地元市がやる部分、それぞれの市が持っている計画、そして県として実施しなければならないという部分の、棲み分けと云ったらいいのでしょうか、そういった議論もなされたとは私は報告を受けておりますので、きちっと全体として将来大変にいい形でできたということになるように、それは検討し協力しながら、また国にもいろいろご協力いただくことが出てくると思っておりますが、全体として「三番瀬はよくやった」と言われるようなことを、市、県、国と行政のレベルは違いますけれども、それぞれの役を果たしていきたい。

以上、思っていることを述べさせていただきました。

フロアからもいいご意見をいただきましたけれども、これからフロアからいただいたご意見も十分に大事にしていきたいと考えております。

大西会長 どうもありがとうございました。

この基本計画をお書きになった意図が、今の知事さんからの話からも少しはっきりしたのではないかと思います。

それでは、この件につきましては、さっき確認したように文書で出していただいて、それをもとに効果的に次回の18日に議論したいと思っております。後でお諮りしますが、6月にもう1回予定を入れさせていただいて、その後2回ぐらいを使ってまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

堂本知事 ここで失礼いたします。後はよろしく願いいたします。ありがとうございました。

大西会長 どうもありがとうございました。

( 知 事 退 席 )

## ( 2 ) 第 1 回から第 3 回再生会議までの結果について

大西会長 それでは二つ目の議題に移ります。

二つ目の議題は、第1回から第3回再生会議までの結果。これは、再生会議では、その都度どこまで議論をしたのかを確認しようということにしていますので、県のほうから説明をお願いします。

三番瀬再生推進室長 資料 No - 2 をお開き願います。第1回から第3回までの再生会議結果ということで、第1回目、第2回目と左に書いてございます。取りまとめの結果で、第1回目と第2回目は前回お示ししたということで省略させていただきます。

2ページ目、第3回が下のほうに書いてございます。第3回の会議でどのようなことが確認されたのかというところを説明させていただきます。

黒丸で二つございますが、大きくは、第3回目の会議で、再生会議の役割、個別事業の検討委員会などについて説明資料の整理を行って次回確認するというので、後ほどこれは説明したいと思います。要するに、今までいろいろな資料が出て会議の役割がよくわからない、あちこち錯綜した部分が出てきてしまったので、再整理しなさいということでございました。

それと評価委員会についてですが、再生会議の名前で要綱を作成して次回諮るというこ

とで、今回、運営要領という形で後ほど説明させていただきたいと思います。

個別に確認されたことですが、整理された点として、再生会議は、基本計画と事業計画から成る再生計画について諮問を受け、答申することになる。事業は、事業計画と実施計画から成りますが、実施計画については報告を受けて意見を述べることになる。事業をどう進めるかは、場合によっては県が専門の検討委員会で議論して実施するというものでございました。

2番目の評価委員会ですが、市民意見の反映、環境汚染防止の危機管理の専門家を含めるなどの意見を踏まえ、評価委員会のあり方を再整理して次回の会議に諮る。先ほど言いましたように、後ほど説明させていただきます。

3番目の個別の検討委員会ですが、個別検討委員会がつくる実施計画についてはどのようにチェックしていくかなどについては、これからも話し合っていきます。

整理された点ですが、事業計画については個別の検討委員会で検討されて内容が詰められていき、諮問・答申となって、実施計画についてはその重要事項について再生会議は報告を受けて意見を述べるということに整理されました。それと、県は実施策定にあたり影響調査とか再生の効果について評価するけれども、実施方法や評価方法について評価委員会が助言するということが整理されておりました。

4点目として、千葉港の葛南中央地区の - 12m岸壁のことですが、柵式の環境について、環境配慮構造について技術的により優れた提案があれば委員会で検討していただきたいということで、4ページに行きますと、構造については全体として許容範囲であると考えているということでした。

なお、参考意見として、委員会のメンバーの名前を公開してほしいということで、別途、説明資料というか、そのメンバー表がついていますので、ご覧いただきたいと思います。

それから5の行徳塩性湿地における貧酸素水の改善実験ですが、実験結果を報告する機会をつくるということで進めてもらいたいという内容でございました。

以上、第3回目までまとめられたことということで整理させていただきました。

大西会長　　ちなみに、今出てきた葛南中央地区岸壁の構造検討委員会の委員名簿が37ページに。

三番瀬再生推進室長　　37ページでございます。補足資料ということで。

大西会長　　こうやって毎回の会議で何が確認されたかというのを一応メモして、これを増やしていくというか、だんだん厚くなっていくのですが、厚くなっていくとまたよくわからなくなってくるのだけれども、このくらいならまだわかりますかね。

何かお気づきの点があったらお願いします。きょう、これで追加的に説明するというものについて、この後、議題になっていますので。

よろしいでしょうか。(発言なし)

では、確認していただいたということでありませう。

### (3) 三番瀬再生会議資料について

大西会長　　それでは3番目の議題です。3番目は、三番瀬再生会議資料についてということで、前回議論になった点と関係がありますが、これについて事務局からお願いします。

三番瀬再生推進室 お手元の別冊になっている資料 No - 3 「三番瀬再生会議資料集」をご覧  
いただきたいと思えます。前回の会議結果のまとめの中でも報告させていただきましたと  
おり、これまでに県側からお示した資料を再度整理いたしました。

1枚めくっていただきますと、裏側に目次という形で全体がわかるような構成にして  
おります。この資料自体は、例規集のように決まったものをこの中に追加していく、または  
修正、訂正があったら差し替えるという形で、皆さんで共通に認識をしていただくような  
資料にしたいと思っております。

目次の構成を見ていただきますと、大きくは三つほどございます。最初に「三番瀬再生  
会議」設置要綱を示しております。二つ目として、「三番瀬再生計画の策定と再生事業の  
進め方について」ということで、図と本文を使って説明しております。三つ目として、  
『『個別の検討委員会』の設置に係る基本的な考え方について』というところで、全体を3  
部構成にしております。

1ページから3ページが、既にご承認いただいている「三番瀬再生会議」設置要綱で  
ございます。

4ページが、知事と三番瀬再生会議の関係です。

5ページが、従前の三番瀬円卓会議と再生会議の機能等の対比表ということで、参考に  
付けてございます。

6ページが、「三番瀬再生計画の策定と再生事業の進め方について」ということで、こ  
れについては、ここに書いてございますように、マネージメント・サイクルの考え方に従  
い進めるということで、このマネージメント・サイクルのところに「図 - 2 - 1 参照」と  
いうことで、8ページをご覧いただきますと「マネージメント・サイクルの考え方」、そ  
の冒頭に「図 - 2 - 1」という番号を示してございます。文面の中の言葉と後ろにつけて  
ある図が対比できるような形に、再度整理してございます。

県計画策定の関係ですが、県の再生計画の構成はということで、図 - 2 - 2、9ページ  
に前回お示した図を再整理して付けてございます。

知事としては、図 - 2 - 3、図 - 2 - 4 に示す手順ということで、10 ページに「再生  
計画（基本計画）策定に当たっての手順」。先ほど、お示した基本計画の今後の手順に  
ついてどうするかという質問がございましたが、基本的には、ここに書いてございま  
すように、今回諮問させていただき、再生会議から答申をいただいた上で計画を修正し、基本  
計画案とし、パブリックコメント、ここには書いてございませんが、あとは議会の理解を  
得た上での決定・公表という流れを、この図で示してございます。

同様に、11 ページ、図 2 - 4 が「三番瀬再生計画（事業計画）の策定に当たっての手  
順」でございます。右下にある説明の中で、 、 のところが、前回、事業計画について  
の説明をし意見をいただくということになっていたのですが、前回、事業計画について  
も諮問・答申ということに整理していただきましたので、そのような形に修正してござい  
ます。

（2）個別の検討委員会の設置についてですが、既に個別の検討委員会を設置するた  
めの基本的な考え方、案についてご意見をいただき、最終的に県として個別検討委員会を設  
置するための基本的な考え方を3という形でまとめております。これは15 ページに示し  
ております。これに基づき、個別の検討委員会を設置していきます。

関連する資料が同様に図としてお示ししてございますが、もしご意見等がございましたら、追加、削除、または訂正といった形でこの資料集を完成させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

大西会長　　ということで、決まったこと、あるいは議論で一応了承されたようなことを、こうやって整理していこうということです。

これは、ホームページか何かに載るのですか。

三番瀬再生推進室　　はい。

大西会長　　載っているということで、これを持ち歩く必要はない、パソコンがあれば見られるということでありませう。

何かご意見、ご質問ありますか。

後藤委員　　いま全体的な説明を受けたのですが、やはり、評価委員会の運営要綱と「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方についてというのは、前回積み残していた部分もありますので、ここはきちっと説明いただいて議論したほうがいいかなと思います。

大西会長　　評価委員会は次に4番目で出てきます。もう一つは……。

後藤委員　　15ページの「『個別の検討委員会』の設置に係る基本的な考え方について」。

大西会長　　遡って、2番目の議題で説明を受けたきょうの議事録の冊子の3ページに、個別事業の検討委員会、二つの点が整理されたと。これはもう一度事務局で説明をしていただけますか。

三番瀬再生推進室長　　前回お示しした内容ですが、「個別の検討委員会」ですが、事業計画について「個別の検討委員会」等で検討していくことで、「個別の検討委員会」で検討された内容がまとめられていきますよ、それで諮問・答申ということで、事業計画についても諮問・答申を受けますということです。実施計画については、重要事項について再生会議は報告を受けて意見を述べるという整理で、一応これについては、基本的な考え方については、ずっと前から、県が基本的な考え方はこうですよ、検討委員会をつくる場合にはこの考え方に基づいてつくっていきますということをご説明して、了解を一応得られたのかなと思っていたのですけれども。

大西会長　　別冊の資料集、資料 No - 3 の9ページに、これはきょうの日付になっていますが、前にも似たような図が出ていてなかなかややこしいのですが、再生計画というのは、きょうは基本計画を議論しましたが、事業計画というのも入るのですね。その事業計画の基本的な部分が再生計画に入って、事業計画は一方で再生事業という右側の欄から行くと実施計画をもって具体化される。この二つをあわせて再生事業。これは個別の話になるのですね。再生計画については、設置要綱で諮問・答申の対象です。再生事業については、重要事項の説明ということになると思います。実態としてはあまり変わらないのですが、今のように諮問を受けて答申するという儀式的なところはない。しかし、ここで議論することができるということについては変わらないと思います。

一応そういう格好で整理して、なぜこういうことをいろいろやっているのかということ、事業を円滑に進めていくということで、議論にあまり時間を費やすことは適当でないわけです。したがって、個別の事業については、きょうも一つ提案があると思いますが、個別の事業のほうでしかるべき委員会をつくって、そこで内容について専門家の方あるいは市

民の方に議論をしてもらって進めていく体制をつくろうと。再生会議としては基本計画なり三番瀬全体の環境管理という観点からそこにかかわっていくということで、少し役割分担をしていこうということです。だから、個別の事業についてすべてをこの再生会議で議論して詳細に管理するというではない。議論していくと、だんだんそこがはっきりしてくるのではないかと思います。

後藤委員 今のご説明でわかったのですが、再生会議資料集の15ページを県のほうから説明していただいて、この中の「三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、『個別の検討委員会』の委員としての参加を要請し、連携を密にする」という確認をきちっとしていただければ結構かなと思います。

もう1点は、漁場再生会議のことは事情がありますからそれは理解しているのですが、例えば三番瀬のホームページを見ますと、あれがいつ開かれますとか、議事録がどこへ出ていますということは我々から見えないのですね。個別の検討会議をそういう位置づけにしまうと、この場合、「委員としての参加を要請し」ということと、三番瀬のホームページに開催する時期とか内容とか議事録を載せていただくことをきちっと担保していただければいいのかなと思います。それだけを確認していただければと思います。

大西会長 「個別の検討委員会」は、基本的には公開でやるのですね。だから、当然、会議の開催はオープンにしなければいけない。だから、事務的には、リンクを張って、そっちへ飛べるようにするということが最低限できると思うので。そういうことでよろしいですね。

三番瀬再生推進室 はい、そうです。

大西会長 それから今の点、後藤さんが指摘された「個別の検討委員会」の委員として参加する再生会議委員がかなり出てくるということは、ここに書いてあるとおりです。

三番瀬再生推進室 「『個別の検討委員会』の設置に係る基本的な考え方について」は、前回、基本的な考え方をお示しし、かつ環境学習の「個別の検討委員会」の設置については、この考え方に基づく設置をさせていただきたいということでご了解をいただいているという認識であります。

後藤委員 それから会議の開かれ方ですが、もちろん公開制ということで、それから一般の方も出られないような非常に狭いところでやられると、逆に、出たい方が出られない。例えば定員何名という形で切られると非常に閉鎖的になりますので、その辺、会場の問題とか聞ける人の人数はかなり配慮していただければ。委員として参加できるということと、さっきの公開の問題も、それからリンクの話もありましたので、最後に人数の問題だけ、皆さんが聞ける場所でやっていただきたいというのだけ確認していただければと思います。

大西会長 ここに書いてあるのは委員の人数ですね。

後藤委員 傍聴者があまり入れないような形ではやらないでいただきたいということです。

大西会長 コストの問題もあるかもしれないけれども、できるだけそれは配慮するということで。

三番瀬再生推進室長 おっしゃるとおりでございます。コストの問題等ございます。それと会場の手配の都合もございまして、本音を申せば、きょうもここを取るの結構大変でございます。

大西会長 わかりましたけれども、できるだけ……。公開ということがより重要なので。

三番瀬再生推進室長 できるだけ配慮するというにしたいと思います。

大西会長　　お願いします。

清野委員　　三番瀬再生推進室の中に、スケジュール管理をして、それを委員の人とかホームページに載せる担当を決めてください。今まで、直前にそういうのがあるということをホームページを見て委員が知るとか、そういう状況がありましたので、今までお忙しかったのはわかるのですが、これからは、関連する委員会はいつつありますとか、そういう情報をメールとかファックスで流す担当を決めていただく。ホームページにも、それぞれの委員会の日程調整が終わった時点ですぐに載せるということをしていただかないと、本当の意味での参加とか公開が促進されないと思います。事務的な件ですが、よろしく願います。

大西会長　　県の関係で、ついでなので、4月から体制が少し変わりましたので、紹介していただけますか。

三番瀬再生推進室長　　それでは紹介させていただきます。自己紹介で願います。

三番瀬再生推進室　　今年の4月から企画調整課の三番瀬再生推進室に参りました高橋と申します。よろしく願います。

三番瀬再生推進室　　同じく二宮でございます。よろしく願います。

三番瀬再生推進室　　この4月から三番瀬再生推進室に参りました石渡と申します。よろしく願います。

三番瀬再生推進室　　同じく大和と申します。よろしく願います。

三番瀬再生推進室　　三番瀬再生推進室に4月21日から異動しました小泉と申します。よろしく願います。

総合企画部理事　　改めまして、この4月に総合企画部に参りまして三番瀬を担当させていただくことになりました松原と申します。

昨年、一昨年は総務部におりまして、主に行財政改革を担当しておりました。新しい仕事でございますが、一生懸命やらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

大西会長　　人数的には3月よりも少し増えて充実したということですね。当然、交代で出て行かれた方もおられます。前に担当された方が別なポジションに移って、また三番瀬にかかわっているというケースもあるようで、県の中の三番瀬人脈もだんだん広がっているということかもしれません。

皆さん、ありがとうございました。よろしく願います。

#### (4) 三番瀬「評価委員会」について

大西会長　　4番目の評価委員会について、お願いします。

三番瀬再生推進室　　それでは「次第」のついている資料の5ページ、資料 No - 4 をお開き願います。これについては、先ほどの前回の会議結果のまとめの中にもございましたように、評価委員会のあり方を運営要領案としてまとめてみましたので、説明させていただきます。これは再生会議の下部組織として設置するものですので、三番瀬再生会議の事務局としてこれをまとめたという形でご理解いただきたいと思います。

(目的)



第1条 この要領は、「三番瀬再生会議」設置要綱第7条の規定に基づき、三番瀬「評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 評価委員会の委員は、別表に掲げる分野の学識経験者で、三番瀬再生会議の委員等により構成する。

別表は次ページをご覧くださいと思います。当初、「1 都市計画」から「10 景観」まで10の分野についての提案を前回示したわけですが、前回、委員のほうから、環境汚染、データ解析の分野の委員についても追加されてはどうかという提案をいただいたところでございます。私どもといたしまして、データ解析については、学識、専門家として得意とする分野になるのではないかと考えました。また環境汚染につきましては、具体的な汚染が発生している具体例がはっきりした際に、その分野の委員の方に参加していただく。新たに他の委員も参加できるということが後ろのほうに規定してございますので、そういった方法で対応が可能ではないかと考えましたので、構成分野としては、当初の「都市計画」から10番の「景観」の10分野の委員の方に参加いただいてスタートさせていただければと考えております。

5ページに戻ります。

(座長)

第4条 評価委員会に座長を1名置く。

2 座長は、委員の中から会長が指名する。

会長がどの会長かというのが言葉が足りなくて申しわけございませんが、「三番瀬再生会議会長」というのを補わせていただきたいと思います。「座長は、委員の中から三番瀬再生会議会長が指名する。」と。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ここに、先ほど申し上げました必要な分野の方の参加を求める規定がございますので、場合によってこういった形で他の分野の委員の参加を求めることができると考えております。

3 評価委員会の結論は、委員の合意に基づき座長が判断する。

4 座長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。

5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

いわゆる定足数の規定を再生会議と同様に設けております。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長が評価委員会に諮って定める。

附則として、これは最終的に、この要領、ご提案いただいたものを県が知事のもとに決めることになると思いますが、その施行日となるもの、何年何月何日から適用するという

ことで、附則に定めたいと思っております。

以上でございます。

大西会長 委員は誰が決めるのですか。それは書いてなくていいのですか。

三番瀬再生推進室 この要領で了解をいただきましたらば、県のほうで人選させていただくというふうに考えておりますが、いかがなものでしょうか。

大西会長 県が決める、それは書いておかなくていいのですか。委員をどこで決めるかを書いてない。例えば、この会議は知事が決めるわけですね。

三番瀬再生推進室 わかりました。その部分は追加させていただきたいと思えます。

大西会長 何かご意見を。

川口委員 この評価委員のメンバーが学識経験者のみで構成されることに非常に危惧を感じます。

意見を加えると、学識経験者以上に知識を持っている一般の委員もたくさんいると思いますので、その点は何名かは学識経験者ではない人も入れたほうがいいと思います。

竹川委員 今の川口委員の意見に全く賛成です。

それからもう一つは、現在の再生会議の学識経験者、10分野ですか、既に分野別にいらっしゃるのですが、この三番瀬再生会議の委員の中の学識経験者をまずベースで決めていただきたいという希望です。

10分野の専門別の学識経験者ということで名前はわからないのですが、ちょっと不安があるわけです。少なくとも現在の三番瀬再生会議のきょうの表紙の議題の裏側のページに専門分野で既に10人の先生がいらっしゃるわけですが、そういう意味では非常になじみがありますし、よく見えるので、この先生方を中心として選んでいただきたいという要望です。

後藤委員 前回、専門家だけではなく、いろいろな市民とか経験上やっている方々。モニタリングの要になる部分なので、再生会議との相当密な関係が必要なので、それはどういう形を取るか。委員として入れるのは難しいと思いますので、運用上その辺の連携がうまくいくような仕組みを。ですから、会議にもオブザーバー的に出席できるということを確認していただければ。委員としては予算もありますので大変だと思いますので、その辺のことを工夫していただけることを確認していただければと思います。

大西会長 評価委員会の機能は、この再生会議にくっついているわけですね。専門的な検討をしてもらって、再生会議にそれを返していただくという役割ですので、再生会議とは別にそれが自立的に動くことはないということですね。だから、まさに機能として専門的な整理をしていただくという役割があるということでもあります。

吉田副会長 竹川さんのご意見に関するのですが、資料 No - 3「三番瀬再生会議資料集」、先ほど説明があったものの12ページを見ていただくと、評価委員会の位置づけみたいなものがわかりやすいと思いますが、一つは、いま大西先生からお話があったように、三番瀬再生会議からこの点については専門的に分析して意見を出してほしいという依頼をするという役割と、もう一つは、常に三番瀬全体の状態がどうかというモニタリング調査は県でも行っているわけですが、県以外のデータもあるかもしれない、そういったものについてモニタリングしてほしいと、その二つがあるのではないかと思うのです。そういった面では、全く同じ専門家だとそういう第三者的なチェックは働きにくいということで、

ある程度そういう専門性がある方はダブっていただいても構わないと思うのですが、なじみがあるからといって全部同じということでは、この働きができないのではないかと。選び方は県のほうで考えていただいたらいいと思うのですが、この図に基づくような役割を持っているのだと。それに合わせた人選をしていただければと私は思います。

竹川委員 そのとおりです。現在、例えばモニタリングと護岸の改修にかかわる調査、二つの調査が同時並行的に一応書かれているわけです。そういった意味で、評価の問題は、チェック機能ということで非常に重要な意味を持っています。したがって、私が特に言いたいのは、川口さんがおっしゃった、専門家だけでなく一般のそういった知見のある方をぜひとも入れていただきたいと思います。

大西会長 今、用語の問題で、「学識経験者」というと、世間的には大学の先生という感じになりますね。「専門家」という言葉、「知見を有する人」と、いろいろな言い方がありますね。やっぱり、ある程度専門的な知識をその分野で持っている。その分野というのは、大学の講座という限定は必要ないと思います。そういう専門的な知識を持っている方が集まって議論していただく場だということは、いいですかね。

そうであれば、大学の先生しか意味しないという慣例的に使われている用語は避けて。

という、何と書くのですかね。「学識経験者」を、「専門的知識を有する者」としますか。「専門家」を使おうかと思ったら、「専門家」はだめだと今言われたので。「専門的知識を有する者」、少し幅を広く取るということですかね。

三番瀬再生会議の委員との重複については、「等」と書いてありますので、ここで読むということで、全員が一緒である必要はない。ただ、全然別でも機能しないと思います、実態としては。こういう仕事をしてくれる人はそうはいないと思いますので。はずすということになると、人選が暗礁に乗り上げてしまうと思います。ここに出ていて、とにかく三番瀬にとことん付き合おうと思っておられる方、非常に貴重な学識経験者ですので、活用させていただきたいと思います。

これは、そうすると、知事が人選をして、座長も知事が決めるということにしますか。だって、知事が全部人選したのを、会長が座長だけ指名するというのも、何となくおかしい感じもします。そのところ、形の問題ですので、整理をさせていただいて、実態としては、ここにこういうメンバーで発足させますということをお諮りして意見をいただく。人の名前が決まってからなかなか意見が言いにくいと思いますので、今出た意見を踏まえて、川口さんのお考えが少し反映できるような格好で詰めていきたいと思います。形式的には知事さんが選んで座長を指名するという形式になると思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、そういうことで、これはいつまでも議論していてもあれですから、一応そういうことでまとめて、もしどうしても不都合が生じたらまた変えていただければいいので、今の意見を修正として入れてまとめたいと思います。

ありがとうございました。

#### (5)(仮称)市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置について

大西会長 それでは、5番目、(仮称)市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置について、説

明をお願いします。

河川計画課 河川計画課の大道と申します。

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置についての説明をいたします。

まず目的ですが、三番瀬再生検討会議が策定した「三番瀬再生計画案」をもとに、再生会議と連携しながら下記検討内容を具体的に検討し、もって護岸改修事業の円滑な遂行に資することを目的としております。

検討内容は4項目ございます。1 環境影響等調査、2 護岸構造とその配置計画、3 護岸施工計画、4 各種モニタリング調査でございます。

委員の構成を説明いたします。

学識経験者5名程度、漁業関係者3名程度、環境保護団体3名程度、市民団体2名程度、行政関係者4名程度、計17名程度を考えております。

会議の方法ですが、会議は公開とし、科学的な知見に基づく検討を基本に、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

次に、今までの市川海岸塩浜地区護岸検討に係る基礎調査をしてきましたが、その実施状況についてご説明いたします。

まず、深浅測量でございます。平成16年11月16日から19日にかけて測量を行っております。内容といたしましては、現況護岸から沖合50mの範囲について、音響測深器による地形を測定しております。

2番目に地質調査でございます。実施時期は、陸と海と二つに分けて実施しております。陸上部につきましては平成17年1月7日から20日の間、海域部については17年4月1日から15日の間に実施しております。内容といたしましては、調査地点に櫓を設置し、ボーリングマシンにて地質構成や地下水の把握をしております。

それから生物調査。これは、委員であります清野先生からのアドバイスやご協力をいただいで実施しております。実施時期は、秋季、冬季。今後、春と夏も実施する予定でございます。秋季につきましては16年11月26日から30日の間、冬季につきましては17年2月7日から10日の間に実施しております。内容については、潮間帯生物調査については1測線当たり4ヵ所で方形枠内の生物を採取しております。底生生物調査については、各測線ごとに目盛りつきロープを張り、潜水観測及び写真観測を行ったということです。

その結果をもとに、生物調査の勉強会を船橋市の市民サポートセンターで行いました。これも平成17年2月19日に実施しております。内容としては、主に地元の環境保護団体や護岸整備に関心を持っている人々を対象に、「冬季の生物調査」の結果説明や、環境保護団体等が行った関連の調査の情報収集等、情報の共有を目的としております。地元NPO等が18名ぐらい参加したと思っております。

それから三番瀬付近の護岸付着生物の公開調査。これは、県の港湾のほうでやっている習志野海岸、検見川浜、二つの石積み護岸にどんな生物が付着しているかという調査をしたものでございます。実施時期は、平成17年3月27日です。内容としては、護岸材料の検討の参考とするため、材料や勾配の違いが生物の生息にどう関係しているか等を観測しております。10名参加したということでございます。

それから、再生計画案で示された護岸のイメージの現地表示ということで、平成17年4月11日から22日の間に、再生計画案で示された護岸の高さや勾配のイメージをわかっ

ていただくために、ボーリングの足場を利用して、ちょうど海域のボーリングをやっていた時期でしたので、そのボーリングの足場を利用して丁張りを設置したということでございます。

既設護岸の空洞化調査。これは塩浜2丁目ですが、実施時期は平成17年4月15日から16日。内容としては、ちょうど4月3日に1丁目で陥没事故がありまして、ちょうど今計画している護岸が2丁目付近が同じような護岸形態をしているということから、老朽化が進んでいる塩浜2丁目について空洞調査をしたということでございます。結果としては、2ヵ所ぐらいの空洞化の位置と、全体的に地盤が緩んでいるという結果を得ております。

以上、基礎調査等に係る実施状況を説明いたしました。

大西会長 この問題については、いろいろ円卓会議以来議論しているところですが、特に最後のところがありましたように、現在の護岸、暫定的なものということになるわけですが、そこが腐食して中の砂とか土が流出して空隙ができて、護岸付近の路面が陥没したという事故もあって、そういう意味では修理に緊急を要する問題もある。かつ、長期的に考えると、水と陸との連続性をどう確保していくのかという非常に重要なテーマとも関係があるということで、発足が待たれていたということですが、いま護岸検討委員会について提案がありました、ご意見をお願いします。

川口委員 ここでも先ほどの問題と関連するのですが、「委員構成」の中と「4. 会議の方法」の中で、最後のほうに「経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら」とあるのに、団体が何かに所属していないとこの委員になれないというような、せっかくオープンな議論をしているときに制約を設けている。17名というと、たいがい20名程度を目安にしているようですから、あと3、4名増やして、一般県民もしくは経験的な知見を持っている人も加えたらどうかと思いますけれども。

大西会長 市民団体というのは、何か団体に入っていないといけないのですね。

河川計画課 いや、そういうことではございません。

大西会長 円卓会議とか再生会議では、公募市民という範疇があるのですが、そういうことではないのですか。

河川計画課 市民団体というのは、背後地のまちづくりの関係の方、またはその背後地の自治会の方を一応想定しております。

大西会長 公募市民に相当する方は考えていないと。

河川計画課 考えていないです。その地域にということです。

大西会長 今のところは考えていないということですね。

川口委員 それだと、会議の方法と矛盾しませんか。

河川計画課 それは公開でやるということで、公開でやるということは、意見を聞けると解釈しております。

竹川委員 設置要綱は、また別に発表されるのでしょうか。

要するに、「目的」のところ、護岸改修の事業についてやるということですが、いわゆる緊急防災という問題と、もう一つは、いわゆる環境、自然の問題から基本的に考えた護岸の問題、そういう問題もあると思うのですね。ここに護岸改修事業の円滑な問題に絞られるのは、ちょっと問題かなと。

もう一つは、検討内容も、護岸のバックにあるまちづくりの問題とか、そういうことと

護岸の問題とは随分関係は深いと思いますので、ここに検討内容を絞られてしまいますと、その辺が非常におかしな形の検討委員会になるのではないかと。

河川計画課　もちろん護岸の検討委員会での議論としては、おっしゃったように、再生会議で示されたように「陸と海との連続性」とか、そういうことを踏まえた上での護岸というふうに解釈しております。あくまでも円卓会議の中で示された護岸のイメージ図があると思いますが、そういうものをもとに実際ポーリング等を行いましたので、すべて何かしないかというチェックをしながら、イメージとしては円卓会議上で示されたそういう護岸をもとに考えていくということでございます。

それと背後地の関係。これは、それぞれ市川市さんとか習志野市さんという人たちも踏まえて、どうするかということを検討していきたいと考えています。

大西会長　護岸改修事業ということは、応急処置だけではない恒久的な護岸を含むということではないのですか。

河川計画課　恒久的な護岸という解釈でございます。その延長上に、今おっしゃったような緊急的なというのが一部議論の中であれば、それはまたそれなりに検討したいと考えています。

大西会長　「検討内容」のところ、まちづくりとの関係は検討内容になるのかどうかですね。

河川計画課　なります。それは、護岸といいますが、胸壁の部分ですね。波返しといいますが、護岸のほかに波を受ける部分があるのですが、その部分についてはどうしてもまちづくりとの関係が出てくると考えています。

大西会長　具体的にイメージがあって話されているようだけれども、具体的なイメージはこれからつくるんですね。

河川計画課　もちろんです。

清野委員　多分この機会に、こういう文章の言葉の使い方も、もう少し親しみ深いものにしていただけたほうがいいと思います。皆さんからのご指摘の点も、海岸計画に関わる場所から参加できるというニュアンスが明文化されていたほうがいいので、背後地の検討とか、沖合の海のことも含めて、海岸計画とか背後とか海ということも明文化していただいたほうが、皆さんの不安がなくて、今後のそれこそ円滑な事業の推進に貢献すると思いますので、こういう一つ一つがみんなの訓練だと思っておりますので、ご検討ください。

それから、会議の方法の中で、「経験的知見とか意見を聞きながら」と書いてあるのですが、具体的な方法として、会議室で夜にやるだけではなくて、今までご尽力されていたように、昼間の海に行って、きちんと現実の海を見ながら考えるというような勉強会の開催とか、現地で本当の海を見ながら考える機会の設置をご検討いただけたらと思います。

歌代委員　先ほど市民団体というところでご発言が県からありましたので納得はするのですが、この「2名程度」というのをもう少し増やしていただけないかと思えます。

大西会長　今おっしゃるのは、市民団体というのは……。

歌代委員　それは地元住民というような……。

大西会長　団体の代表とかそういうことでなくてもいいということですか。

歌代委員　はい。

大西会長　川口さんの意見に通ずると考えていいのですね。

吉田副会長　清野さんの意見に連続してですが、今、河川計画課でやろうとしていることは、

護岸改修だけでなく海岸法に基づく海岸保全ということだと思います。新しい海岸法の中では、防護ということと、人の利用ということと、環境ということと、三本柱に今なっているわけです。この言葉だけだと、防護だけのようなイメージにとられてしまう。そこが先ほど竹川さんからご指摘があった部分ではないかと思います。ですから、もう少し、単に「護岸改修事業」と一言だけではなくて、先ほど清野さんからご指摘あったような海岸計画、あるいは海岸保全、そういった中で護岸を考えていくのだというふうにしていただくともっといいのではないかと思います。

倉阪委員　きょうの資料の No - 3 の再生会議資料集の 6 ページ、「個別の検討委員会の設置」のところでは、基本的な考え方の中に検討結果の報告方法についても説明をするという話が入っております。私の認識では、ここで特に重要な事業については、随時、再生会議が開かれたときに、それまでどういう状況だったのかということの中間報告が受けられるように、重要な事業についてはそういう中間報告をここでお願いできるようにしようという趣旨だったと思います。まさに市川海岸の護岸の話は、環境影響の点、あるいは再生事業の目玉になるという可能性がある点から考えて重要な事業だと思いますので、5として「検討結果の報告方法」という項目を付けていただいて、「事業の重要性に鑑み検討状況を随時再生会議に報告しつつ検討を進めるものとします」と。趣旨としては、再生会議が開かれたときには、それまでにやっていたらこういう状況ですということを一言でも二言でも報告しながら進めていっていただくようお願いしたいというのが、私の意見でございます。

大西会長　今の点は、これまでの確認でも、重要事項については説明するということですし、計画が決まっていた段階では、護岸について事業計画に関わる部分は諮問をしていただく対象になるということで再生会議としては理解していますが、県のほうでもよろしいですね。

河川計画課　はい、結構です。

後藤委員　これは個別の検討委員会の一つということでもまず了解してよろしいですね。

そうしますと、15 ページに、さっき確認させていただいたところで、「三番瀬の再生会議の委員に対し、『個別の検討委員会』の委員としての参加を要請し、連携を密にする」ということがあるのですが、例えば率直な話、僕がこの委員会に委員として出たいという場合、それはオーケーになるのですか、ならないのですか。

大西会長　少なくとも難しいというか、全員が出たいと言うと数が合わなくなるので、まさに今のここに書いてある文言を生かして、かなりの人が実際に出ているということになる、結果として。誰々さんが出るか出ないかというのは、私は申し上げられないというか決められないですが。

それでは、意見の中で受けとめていただいたところもありますが、一つだけ委員の構成について、再生会議の中からは、「市民団体」というところを、市民委員として、団体の代表の方も含んでいいと思いますが、少し数を増やせないかという意見がありました。17名というのが絶対であれば、どこか少し減らして増やすということですし、20名以内と考えているのであれば2名ぐらい余裕があるので、その2名をそこに充ててはどうかという具体的な提案もありましたので、ご検討をお願いしたいと思います。

ほかの点については、もう1点は、護岸の意味ですね。これから議論していくわけです。

からあまり言葉じりで議論してもしょうがないのですが、吉田さんからあったように、日本全体としても護岸の考え方が変わってきているし、特に円卓会議の議論を通じて、護岸のあり方について、海と陸との連続性という中でいろいろな議論が出ていますので、それを踏まえた表現なり行政の進め方をしていただきたい。さっきのご発言では、内容的なところについてはあまりずれがないようにも感じられましたけれども、用語についてもそういうことがわかるような用語なり言葉の補い方をしていただければ誤解がないのかと思います。

それから、重要事項については既に確認しているところですので、そういうふうには運営されると思いますが、それはあえて5番を書く必要はありますか。

倉阪委員　これが重要事項であるというものを。

大西会長　それはわからないよね、何が重要かは。

重要事項について報告するというので、1回だけ最後に報告するというのではないということは間違いありませんね。

倉阪委員　一応再生会議の意思として「これは重要事項なのだ」ということは言っておきたいという趣旨でございます。

大西会長　「これは」というのは、護岸ですか。

倉阪委員　護岸の件ですね。

大西会長　そうではなくて、護岸の委員会の節目節目で報告していただく。節目はどこかというのはちょっとわかりにくいですが、多分、非常にたくさんのご報告をやるので、折に触れて報告していただく。

倉阪委員　私の趣旨は、再生会議は毎月か2ヵ月に1回あるわけで、そのときまでにもしものこちらのほうの進展があったら、その進展の分はこちらのほうにお知らせしていただいたほうがいいのではないかとということです。

大西会長　そこは議論の公開はされているので、再生会議に報告するというのは何か節目ということに今までの確認ではなるのだろうと思いますが、倉阪さんと私で言っていることがどれくらい違うのかわからないのですが、あまりそこは突っ込みませんが、重要事項について報告していただくということで確認したいと思います。

清野委員　重要事項についてはそういうことでもいいのですが、せっかくサテライトオフィスに生き物の標本とか資料も置いてありますので、会議の報告以外に県民の方に見ていただきやすいような告知をもっと考えていただきたいということと、今回、丁張りですべての海岸だとかこういうふうになりますという見本をつくっていただいたので、ああいう形で、仕事が忙しい人でも時間を取れば現場に見に行けるような、そういった工夫も今後も続けていただけたらと思っています。そういう情報公開の手法にさまざまあるので、どんどんそれにトライしてやっていただきたいと思います。

大西会長　では、この件については以上を踏まえて、これは県がやることですので、再生会議の意向はさっき申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

## (7) その他

大西会長　時間の関係で議題を変更しまして、(6)で報告事項を幾つか予定していましたが、



これを来月に延期して、(7)で一つ報告がありますので、それをきょうは報告していただいて終わりにしたいと思います。

三番瀬における市民調査の報告を佐野さんからしていただくことにしていましたので、10分ぐらいでお願いできますか。

佐野委員 お手元に三番瀬における市民調査、特に「猫実川河口域のカキ礁について」という5枚の資料がありますので、詳しくはこちらを後でご覧いただければと思います。

きょうは、10分ぐらいでスライドショーを説明しながらお話しさせていただければと思います。

(スライドの説明)

きょうプレゼンさせていただく一つの理由は、再生会議委員の皆さんの中に新しい委員の方がいらっしゃって、こういう市民調査をご存じない方もいらっしゃるので、それをお知らせしたい。それからもう一つ、新聞に大きく報道されてご存じかと思いますが、猫実川河口域にもしかすると日本で最大級のカキ礁があるということがわかってきましたので、そのことは今後の再生計画を考える上で重要かと思ひまして、報告させていただきます。

このプレゼンは、三番瀬市民調査の会の高島麗さんという方が3月19日に千葉大で行われた水環境学会で発表されたときにつくられたスライドショーを私がお借りして、一部修正しながら発表させていただきます。

場所を確認しておきたいのですが、市川市前面で、浦安市との境に猫実川という川がありますが、その前です。岸から450~500mぐらいのところを私たちはフィールドにして、ずっと調査をしております。

かつて三番瀬再生計画検討会議の中で、この海域を、ヘドロが堆積して悪臭を放ち、生物のいない死んだ海域と評価する向きがありました。

それを受けまして、三番瀬市民調査の会は、本当にそうなのかということで、市民による調査を始めました。底質調査、強熱減量、粒度分析、COD測定、酸化還元電位の測定などの測定を行い、生物調査としては、コアサンプラー、あるいはコドラートを設定したりして、アナジャコ類の採取、巣穴の数の調査、あるいはマクロベントス、大きめの底生生物ですね、そういったものの調査など、いろいろな形で調査を行ってまいりました。

これが調査の写真ですが、左側が酸化還元電位を測定しているところ、真ん中がアナジャコ等の巣穴の調査、右側はコアサンプラーで生きたアナジャコを採取しようというところ です。

そういう調査をやりながら、普通、泥っぼい干潟にはあまり出てこないような生き物を結構目にするようになりました。それが、これからお話しする市川塩浜護岸から500mぐらい沖のところにあるカキの島の周りで確認されておりました。その調査を精力的に始めたのが、円卓会議が再生案を出した後です。ですから、皆さんにこういった形でお知らせするのは初めてになります。

これが、写真を何枚かつなげたカキ礁の全体像です。大きさを計測してみました。カキ礁は最大幅 48m、最大の長さが 120m で、私たちはGPSも使っているのですが、それらも考慮に入れて、約 5,000 m<sup>2</sup>の大きな、カキがたくさん集まって、しかもそれがマンションのように縦につながって、干潟の上から一番高いところでは 50cm ぐらいの高さになっています。

1 m<sup>2</sup>あたりにどれぐらいのカキがいるのかをカウントしました。もともと我々は、死んだカキの上に、一番上だけ生きたカキがいるのかと思っておりました。ところが、調べたところ、島を構成するカキの 8 割以上は生きたものでした。最も密度の高いところで、マガキが 1 m<sup>2</sup>あたり 1,400 個体生息しておりました。

これが、その一部を採ったところです。左側をご覧ください。あのようカキが縦につながってマンションのようになっているわけです。それを分解したのが真ん中の図です。全部あけて中を見ましたところ、ほとんどすべてが生きており、一番右側をご覧ください、プリプリと膨れて、おいしそうなのですね。

カキ礁というのを改めて確認しておきたいのですが、カキ類が集合・着生することによって、干潟の上にサンゴ礁みたいな礁を形成したものだということです。

日本では、ほとんどカキ礁の研究はありません。ところがアメリカでは、カキ礁の生態系における重要な役割が近年非常に注目されて、いろいろな面で研究が進んでおります。右側は、アメリカから取り寄せたカキ礁に関する分厚いこのぐらいの論文集です。

その中にどんなことが書いてあるかというと、いろいろな論文がありまして、例えば「安全なカキ礁内に産卵のために訪れる魚や貝類も多く、漁礁としての役割が高い」。

「カキは、カキ礁を形成することによって、周囲の砂や泥の中には見られない生物にも棲みかを提供している」。多様性に貢献しているということです。

「定住性の魚類だけでなく、大型で一過性の底生生物食の魚類にも餌となる生物を提供している」。

「海水が浄化され、水質浄化に多大な貢献をする」。

「カキ礁は解明されるべきことが多く、その役割は現時点では非常に過小評価されている」。最近わかってきたものですから、まだまだ未解明の部分が多いのですね。

これが平面図で、上から見たところですが、ここでランダムサンプリングにより生物リストをつくらうということで、いろいろな生物を調査いたしました。

生き物がいないと言われてきた海域ですが、例えばこんなふうに、一々挙げませんが、こういう生き物たちがいます。

こういったものもいろいろといるわけです。

今まで全部で 97 種を私どもは確認しておりますが、その中に千葉県のレッドデータブックの希少種が 5 種含まれておりました。

これがウネナシトマヤガイで、レッドデータでは B のカテゴリーに属しております。

ヤマトオサガニ、D ランクです。

マメコブシガニ、D ランク。

ミズゴマツボ、D ランク。

カワグチツボ、D ランク。以上 5 種です。

そのことは、去年の末に読売新聞で報道していただきました。

4 月に入りまして、私どもはいろいろカキ礁について勉強しなければいけないということでいろいろ探っていたところ、京都大学名誉教授の鎮西清高先生という方に会いまして、その方がたまたま学会でこちらに来るということで、たまたまタイミングがよくて、一緒に調査に参加していただき見ていただきました。

鎮西先生はもともと古生物の学者さんです。けれども、古生物の中でカキに出会い、カキがかつてカキ礁をつくっているという化石がいっぱい出てきて、原生のカキ礁を全国回っていらっしゃる方です。その方に見ていただいたところ、見出しにありますように、この三番瀬にあるカキ礁は国内最大級ではないか、そういう意味で非常に貴重だというコメントをいただきました。

いろいろありますが、一番下です。

温帯域のカキ礁は、ある学者さんに言わせますと、熱帯域のサンゴ礁にも匹敵するほどの豊かな生態系であると、そういうことを指摘される方がいらっしゃいます。

私どもは調査をやっているのですけれども、県も、補足調査とか、円卓会議の中でも調査を進めてくださいました。そういう中で私どもが感じていることを書いてあります。

三番瀬の漁業は、私どもは非常に大切な産業だと思っております。ただ、現在の環境アセス等は、アサリとか水産有用種に偏りがちな傾向があるのではないかと思っております。ところが、プランクトンとか小型の無脊椎動物というのは、食物連鎖の一番初めにあるわけです。そういう意味では、漁業の対象となる魚をはじめ、海の生態系、つまり三番瀬の

生態系全体を支える上で非常に重要な役割を担っている、そういう意味でのアセス、調査が非常に重要ではないか。今まで県が行ってくださった調査は、お金もかかったとは思いますが、例えば船の上からの観察であるとか、あるいはダイバーの方が潜られて、潜った中での観察が多いですね。それではカキ礁をきちっと見極めるのは非常に難しいのではないか。干潮時に干潟に出て細やかな基礎調査が不可欠ではないかと思っております。

最後ですが、一番下の青いところです。

猫実川河口域が多様な生物が生息する海域であると同時に、日本最大級のカキ礁が存在する海域であることがわかりました。しかし、日本におけるカキ礁生態系の研究はこれからといってもいい段階です。したがって、このカキ礁を保全していくことが、三番瀬の豊かな生態系を維持・発展させていく上でも、そして日本のカキ礁研究にとっても、非常に重要であると考えております。

そういうことで、今後もぜひカキ礁に注目していただければと思います。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

それでは、最後5分ぐらい、会場の意見を聞きたいと思えます。

発言者D (仮称)市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置について、「次第」のある資料の7ページです。いろいろ貴重な意見がありまして、非常に同感するところも多いわけですね。この文章ですが、訂正すべきではないかと思えます。

「目的」の1行目、「『三番瀬再生計画案』を基に」と書いてあります。2行目に「以って護岸改修事業の」とあります。議論の中で、改修とか、本来の護岸という意見もあって、それは対象にすべきではないかという意見も出ておりました。この点につきましては両方が検討対象になると思えますので、「以って護岸改修事業の」と断定しないで、本来永久的な護岸のことも含めて検討できるように改正すべきではないかと思えます。

それから1行目、「『三番瀬再生計画案』を基に」と書いてありますが、再生事業については、先ほど議論がありましたように、事業計画の諮問・答申、それから実施計画についての意見、こういうものを経て計画がつけられると思うのです。そういう点から見ますと、「計画案を基に」では、そういう事業計画などを飛び越えて検討されるように見えます。そういう点から見て、ここは「『三番瀬再生計画案』を基に」ではなくて、「事業計画及び実施計画を基に」と訂正すべきではないかと思えます。

発言者A テレビで見た話をします。ほかの方も見ていらっしゃると思いますが、大阪湾、関西国際空港の周りは、緩勾配護岸というもので大変きれいになったと。魚がいっぱい棲むようになって、10年前はヘドロみたいなものがすっかり再生されまして、テレビでやっておりました。テトラポットを数段並べたものではあったですが、そういう護岸については、大野さんが護岸のイメージとして絵を描いていらっしゃるものと共通かなと思えますが、テレビでそういうのがありました。緩勾配護岸が再生に非常に効果的であったということ、1週間ほど前ですけども、見ました。

大西会長 どうもありがとうございました。

特に最後の護岸の検討委員会について、いろいろご意見が出ました。再生計画案を重視していただくのは結構だけれども、計画の中にいろいろなことがありますので、その精

神をうまく生かしていただいて、いいところ取りしないようにご注意ください。くれぐれもお願いします。

それでは、きょうの会議は以上としますが、最後に、6月にもう一度開かなければいけない感じになりましたので、日程調整をさせていただきます。

6月7日、8日、10日、16日、17日、いずれも夜のこの時間帯ですが、申し上げますので、ご都合の悪い方は挙手をお願いします。

6月7日(火) 夜、都合の悪い方は手を挙げてください。(6名挙手)

6月8日(水) 都合の悪い方。(5名挙手)

6月10日(金) 都合の悪い方。(6名挙手)

6月16日(木) 都合の悪い方。(2名挙手)

6月17日(金) 都合の悪い方。(3名挙手)

16日が一番少ないですね。きょう欠席がお一人だけで、数が変わらないので、6月16日に開催させていただきます。これが5月18日の次ということです。

それでは、議事は以上とします。

#### 4. 閉 会

総合企画部理事 会長はじめ委員の皆様方、きょうはありがとうございました。

以上